

人権と仏教

靖国神社公式参拝違憲訟訴を終えて

毛 利 悠

1 はじめに

一九八五年八月一日に当時の中曽根康弘首相が靖国神社に公式参拝したのに対して、国や中曽根康弘を被告として播磨（一月二八日）と大阪（二月六日）と九州（八六年八月一日）から憲法二〇条、八九条の「信教の自由、政教分離」違反であると民事訴訟を起しました。仏教徒が直接関係したのは播磨と九州でしたが、三箇所とも仏教徒とくに浄土真宗の僧侶、門徒が支援の中心でした。首相による靖国神社公式参拝は、憲法二〇条三項にいう宗教行為であり、公用車を使用し公費から「供花料」を支払ったのは憲法八九条の政教分離規定に反し、原告らの信教の自由を侵害したという訴えます。

2 判決

播磨の地裁判決は、九〇年三月二九日にありました。播磨、大阪、九州の判決に共通しているところの第一は、「宗教上の強制がない」という見解です。「原告らが本件公式参拝により具体的に信教の自由を理由とする不利益な取り扱いや宗教上の強制を受けたものでない」（大阪）「中曽根康弘が内閣総理大臣として行った靖国神社への参拝により具体的に原告らが信教上不利益な取り扱いを受けたとか、宗教上の強制を受けた点はない」（九州）「中曽根総理の行った本件公式参拝は、原告らに対し不利益な取扱をなし、あるいは宗教上の強制をなしたのではなく」（播磨）。個人の価値観、人生のあり方に国家権力が介入していることへの理解がたりないことは明白です。それは、二つの方向から確認しなければなりません。第一に問題になるのは、価値観、宗教

観、人生観が法的利益の対象にならないという発想です。これは、戦前にあつた精神は国家に統一されるべきであり、一つのものであるという意識が背景に生きているということだと思われまふ。しかし、それもすでに愛媛の玉串料違憲訴訟の地裁判決で明確に示されていきました。日本の風土があるからこそ、この人格権の侵害には敏感にならなければならぬと、愛媛の地裁判決は次のようにいっています。「靖国神社

は、かつて国家との間に強い結び付きを有したという歴史を持っていて、我が国においては、信仰の多元的重層性あるいは宗教の雑居性といわれる現象が存在するため、元来、各人の信仰のいかんにかかわらず靖国神社の祭神に対して畏敬崇拜の念を持つのは当然であるとの考えが定着しやすい素地があることなどを考慮に入れると、この可能性はより大きいものと評価せざるを得ない。」近代的な人権意識をふまえた明快な判決であることが確認できます。また、宗教そのものの理解が裁判官や弁護士に乏しいということが確認できません。播磨の今井証言の日蓮宗の信者の将校の理解は、裁判官よりも明確に「ひとりの人間が自ら信じる宗教に立って、絶対に妥協譲歩できない信条をいのちがけで守る権利であります。したがって宗教をもたない人に理解されず、その権利の存在がしばしば見過ごしにされるのであります」という点を確認しています。信心（信仰）の内容は、それを体験した者

しか理解できません。「人間の心の最奥における精神的靈的な営みであつて、これには国家も法も親兄弟ですらも絶対に立ち入ることの出来ない性格のもの」であり、「絶対に妥協譲歩できない信条をいのちがけで守る権利」なのです。以上のようにこの訴訟では、宗教を理解することが、最も重要な課題となることは明らかです。

播磨、大阪、福岡の地裁判決に共通している第二の点は、「宗教上の感情は主観的、抽象的なものであつて、国賠法の対象となる明確な法的利益（権利）はない」という見解です。「その内容がきわめて個別的、主観的、抽象的なものであつて、法律上の権利ないし法的利益として客観的に把握しうるような明確性を有せず、にわかには権利保護の対象として承認することはできない」（大阪）「国家賠償法上法的保護に値する明確な権利であるとして認めることは困難である」（九州）「かかる宗教上の感情は主観的、抽象的なものであつて、国賠法一条の対象となる明確な法的利益（権利）としては到底認めることのできない」（播磨）この点は、すでに大阪の原告側の平野武証人が「主観的なものが客観的な評価をされればそれでいいというふうに思われます。もう一度繰り返しますと、要するに平たく言うならば、誰が見ても当該本人の立場に立てば、やはりそれは精神的な苦痛であると。あるいは不快感を感じるのによく理解できると。こういうことであれば

いいということでありませぬ。」この平野証人のいうように「主観的」であっても、「不快感」でも法的に保護すべきものであることは明らかです。とくに、九州の判決は、「原告らが深い、怒り、……危惧の念からの感情を抱いたであろうことは容易に察知しうる」といいながら、「法的保護に値する明確な権利である」とまで認めることは困難」と形式議論に終始し、法の本来の意味である国民の権利保護の姿勢は、見当りませぬ。

このような地裁判決を承けて、原告は控訴しました。控訴の理由は、仏教的には、大阪の訴訟団が高裁に提出した第一準備書面の次のような主張が注目に値します。「真宗門徒の場合、死者の死後の運命（例えば、「冥福」という言葉は、通常、死んでから極楽へ行くか地獄へ行くかの運命という意味に使われている。あるいは「迷わず成仏した」とか）を生者の行いによってどうこうできるとは考えていない。例えば、追善供養というものをご否定しており、これを行なわない。その意味では同門徒は靈魂の存在を否定しているが、それゆえにこそ、死者の生前、その人の一生の歴史を記憶に刻み、思いを馳せ、その意味を自分の生き方へ託されたメッセージとして、真劍に受け取る。靈の存在を前提とした靖国の宗教儀礼に係わる中曾根康弘の行為は、（真宗門徒にとっては）靈の存在を一方的に強制し、それゆえ自分たちの信仰への圧迫干渉となるのである

る。」ここにある宗教の理解は、仏教やキリスト教のような創唱宗教であれば、立場は違ってても理解しあえる見解です。とくに、死後については、真宗の開祖である親鸞は光明土という理解をしています。自分の醜い本性を照らしたす教えの世界と理解し、浄土教の伝統としての極楽——此の世から逃避する楽なところ——ユートピアとしての理解はありません。人間のエゴを投影した宗教を明確に否定し、深く深く自らの偽善を切り開いていった。真宗の原告は、このような明確な信心（信仰）を生命として生きているのに、国家が介入していると主張しました。

播磨の控訴審判決は、一九九三年三月一八日にありました。判決文の要旨は、「判決主文 一 本件各控訴を棄却する。二 控訴費用は控訴人らの負担とする。……」 憲法二〇条で保障された信教の自由に対する侵害について なにびとも、信教の自由を保障され、これに対する侵害が違法であることは、憲法二〇条に照らして明らかであり、公権力の行使により私人の信教の自由が侵害されたときは、国または公共団体は、国家賠償法（以下、国賠法という。）一条により、被侵害者に対して損害賠償の責任を負うべきことはいまでもない。ここに、信教の自由とは、個人の内心における宗教的信条（無神論を含む、以下同じ。）の自由を意味するとともに、右信条に従った行事等の宗教的行為を行い、または右信条に

反する宗教的行事等を行わない自由をも意味するものであるところ、信教の自由に対する侵害があったといえるためには、私人に対して、直接、右信教の自由に対する弾制的干渉が行われたことを必要とするものと解される。これを本性についてみるに、中曽根総理の行った本件公式参拝は、靖国神社に対する信仰を否定する控訴人らにとって不快感、憤りないし危惧の念を生ぜしめるものであったことはそのとおりであるが、これらは、本件公式参拝の間接的・反射的效果であって、これをもって、本件公式参拝が控訴人らに対し、直接、その宗教的信条に強制的干渉を行い、控訴人らの信教の自由を侵害するものとはいえない。したがって、控訴人らの前記主張は採用できない。とした。この判決で、唯一評価できる内容は、「公式参拝を合憲だといわなかったところだと思えます。各地の靖国神社公式参拝違憲訴訟の原告が最初から求めたもの「違憲判断」「政教分離の厳格判断」「宗教的人格の法的権利の確立」は、すべて無視されました。この原告の求めた内容からいえば門前払とも言える「控訴人らの権利または法的利益に対する侵害の事実を認めることができないう」という理由で、控訴が棄却されたのです。

これで、原告は、上告することをやめました。上告しないのは、すでに九州、大阪の判決で、敗訴でしたが「公式参拝違憲」の内容が盛り込まれていたからです。今の情勢では、

上告すると最高裁で覆される恐れがあるからです。九州の控訴審判決では、「宗教団体であることの明らかな靖国神社に対し、『援助、助長、促進』の効果をもたらすことなく、内閣総理大臣の公式参拝が制度的に継続して行われうるかは疑問であり、参拝の方式が神道の定めるところによらないということ、従来政府統一見解で問題とされていた点が解消したとは必ずしも考え難い」といい、大阪の控訴審判決でも、「①靖国神社は宗教法人法に基づき東京都知事の認証を受けて設立された宗教法人（宗教団体）であって、（前記の施設、目的、活動を行うもの）であること、②したがって本殿や社殿において参拝する行為は、……外見的・客観的に神社、神道とかかわりをもつ宗教的活動であるとの性格を否定することはできないこと、③……政府も靖国懇談会報告が出されるまでは公式参拝は違憲ではないかとの疑いを否定できないとする見解をとっていたこと、④本件公式参拝が行われた当時は勿論のこと、現在においても……強く反対する者があり未だ右公式参拝を是認する圧倒的多数の国民的合意は得られていないこと、⑤……国の機関として公式に参拝した場合のわが国の内外に及ぼす影響は極めて大きいこと、……⑥（それは現実の事実であること）⑦（国の機関による）本件公式参拝は一回限りのものとして行われたものではなく、将来も継続して（行われる）ことを予定されてなされたもの

で単に儀礼的、習俗的なものとして行われたものとは一概にいいがたいこと、等の諸事実が認められる。そして他に立証のない本件においては、右の諸事実から直ちに被控訴人中曾根の行った本件公式参拝が憲法二〇条三項、八九条に違反するとまでは断定し難いが右のような本件公式参拝の、行われた場所、一般人に与える効果、影響、その他右②の諸事情を総合し、社会通念に従って考えたと昭和六〇年当時におけるわが国の一般社会の状況下においては被控訴人中曾根の行った本件公式参拝は憲法二〇条三項所定の宗教的活動に該当する疑いが強く、公費から三万円を支出して行った本件公式参拝は憲法二〇条三項、八九条に違反する疑いがあるというべきである。」としました。

3 まとめ

日本では、町内会や「慰霊」という形の土俗信仰などが、習俗性、雑居性として、個人の宗教的人格を無視して、権力として覆いかぶさってくる場合が多い。その点については、既成仏教教団、とくに浄土真宗教団の日常の実践があれば、その土俗信仰上の不純性は明確になり、純粹信仰、創唱宗教的な価値観は常識化するはずです。そのところに、教団の責任が浮上してきます。靖国問題の核心が宗教者の日常の実践にかかっていることは、明らかです。また、今回の裁判闘争

から、現代の政治社会に生きる宗教者は、人権という形の宗教的主張（立場）が不可欠であることを学ばなければなりません。もっと率直に言えば、信心（信仰）が内心・精神主義に限定されるかぎり、現代社会に本質的な宗教の立場は存在しないことを意味しています。それは一九七一年に提唱された「教団改革」運動の「基本的に、親鸞聖人が志向されたものを求める信仰運動であって、政治運動ではない」（一九七二年六月十一日・「教団改革をすすめる会」の趣旨）というテーゼであると考えられます。それは、政治的活動（訴訟やデモなど）をしないということではなく、そのような政治的活動を通じて、常に宗教的立場を主張することです。出家仏教に對して在家仏教、聖道教に對して浄土教の存在の意義は、現代的にはそのところにあると考えられます。

〈キーワード〉 人権、靖国問題、人格権

（平安高等学校教諭）